

## 貯蓄 着実に増えて将来も安心

### ◆積立金について

#### 積立金および利息

月々の共済掛金から毎年1回共済料と経費を差し引いた残額が、加入月より12カ月目に貯蓄積立金になります。利息は、貯蓄積立金に対し金融機関の1年定期預金扱いで複利計算します。

#### 積立金の返戻

満期返戻金（中差しの「共済内容一覧表」をご参照ください。）

＊払込共済掛金より10年間の共済料・経費を差し引き、その額に利息と配当金を付加したものを満期返戻金としてお返しします。満期前にあらかじめご案内します。

#### 中途解約返戻金

＊満期前にやむを得ず解約される場合は、払込共済掛金より共済期間中の共済料・経費を差し引き、その額にそれまでの利息を付加したものを中途解約返戻金としてお返しします。ただし、早期解約の場合、払込共済掛金に対して少額、または、マイナスになることがあります。なお、保障については、解約月の月末をもって終了します。

### ◆クイックサービスについて（貯蓄積立金の一時払出制度）

加入後1年以上経過すると、積立金（共済料及び経費等を差し引いた額）の範囲内（万単位）でご自分の積立金を一時的に払い出しできる一時払出制度がご利用いただけます。

ただし、正常に掛金が払い込まれている方に限ります。詳しくは、商工会へお問い合わせください。